

## 戦前の遊び場問題と

### 遊び場づくり

松本 園子

遊び場問題の歴史は長い

このころ、子どもたちが群れて戸外で駆け回る姿を見ること、が珍しくなった。子どもの遊びの主役は室内でのテレビゲームであるという。背景には早くから“勉強”に縛られ自由な時間を失っていることとともに、日常生活

活圈に自由な空間が失われていることがある。とりわけ八〇年代後半のバブル経済期を経て、地域の自由な空間は徹底的に子どもたちから奪いつぶされた。どこもかしこも建物が建ち、あるいは管理され、家の前の道路も車が頻繁に通る危険な場所となってしまった。

遊び場のために公園の設置などの対策もとられてき

た。児童福祉法による児童館や児童遊園も各地に設置されている。しかし、公園があつたとしても、そこまでの道が危険であれば子どもは自由に安心感をもつて行くことができない。子どもが、安心して遊べる地域（それは大人にとっても住みやすい場となるはずである）を取り戻すよう発想を転換しなければならない。

ところで、遊び場問題は新しいものではない。戦前、

明治期末から、東京、大阪等の大都市では環境の悪化が進み、自由な空間が失われ、その結果として子どもの遊び場が奪われ子どもたちの心身の健康が損なわれる、という事態が進行していた。しかしこのことについては從来あまり注意が払われてこなかった。遊び場問題といふと、戦後高度成長期以降の問題として捉えることが一般的であり、戦前期は、こと遊び場についてはユートピアとして描かれたのである。しかし、子どもが遊ぶ自由な

空間は、明治以降の近代産業の発展とともに次第、次第に狭められてきたのである。それはまず大都市の、とりわけ貧困・住宅密集地の問題としてあらわれ、やがて都

市全域にひろがり、今日では都市・農村を問わぬ全国に拡がった。二〇世紀末の今日、問題は深刻化し、行き着くところまで来てしまったのである。

これから遊び場のあり方を考えるためにも、戦前に遡つて問題の顕れと取り組みを知つておくことは無駄ではないだろう。

### 遊び場をつくることがなぜ必要か

遊び場問題にふれた文献は、戦前期においてもかなりの数にのぼる。理論家や実践家、あるいは行政関係者と、様々な立場の遊び場論があつたが、どれもがまず、遊び場設置の必要を論じていた。

例えは社会事業理論家の生江孝之は、大正初期の論文で次のように述べている。

……我邦児童の運動欲は欧米の児童に比して更に強弱の差異を発見せぬ、従つて欧米に於て必要な設備は日本に於ても等しく必要である。殊に東

京、大阪の如き大都会に於ては一方細民の数漸次増加すると一方曾つては危険割合に少なかりし街頭今や電車あり自動車あり其の他馬車人力車ありて絡繹織るが如き状態なれば街頭は児童の遊戯場として最不適当な場所となつた。然るに之に代ふべき適當なる運動場なきため児童の悪化されつつあるは明白なる事実である。(「小公園と児童遊戯場」救済研究二巻八号、一九一四、八)

かつて、日本の子どもたちの遊び場は道路であった。家を出ればすぐそこが遊び場であり、遊び場を特別につくる必要はさほどなかつた。しかし、車の増加により、子どもたちは道路から駆逐され、行き場を失つてしまつた。こうした事態が大正期にすでに始まつたことを生江の論文は教えてくれる。子どもたちを道路で危険にさらしたり、あるいは盛り場等の不健全な場に追込まれるために、欧米にならい、公園などの遊び場を創らなければならぬ、というのである。

表 自動車台数・自動車事故推移

	台 数 (百台)			自動車事故件数 (百件)			自動車事故死者数 (人)		
	全国	東京	大阪	全国	東京	大阪	全国	東京	大阪
1925 (大14)	319	102	28	133	75	11	325	93	23
1930 (昭5)	887	217	63	363	174	38	853	153	63
1935 (昭10)	1209	275	97	417	177	48	1598	267	154

資料 内務省警察統計報告により作成

我が國に自動車が導入されたのは明治期であるが、大正末から昭和初期の自動車台数は表のとおりである。クルマの洪水の中で暮らす今日の私たちの目から見ればまさにのどかな交通事情であった。しかし当時の新聞には、しばしば交通事故の記事があり、変化は確実にはじまっていた。

### どんな遊び場をどのようにつくるか

#### 五、四） 園の施設について「児童研究一八巻九号、一九一

遊び場を有益なものとするために遊戯指導者が必要であることを多くの論者が指摘している。しかし遊びの「指導」は管理や統制ではない。倉橋惣三は指導者の役割を次のように述べている。

……児童遊園には必ず適當なる指導者を要する」とある。而して此の遊園指導者は、従来の公園管理人、巡視乃至取締を主とする警察官の如きものでなくして、純然たる教育者たるべきことである。即ち、極く理想的にいへば、近世児童遊園指導者として特に養成せられたる熟練家を要するものであるが、少なくも、児童の自由訓練の真義を理解し、その実際上の要訣を心得居ると共に、運動遊戯の教育法に通ずるものでなければならぬ。而して其の待遇は幼稚園保姆、小学校訓導等に準ずるものでなければならない。（「都市児童遊

園の施設について」児童研究一八巻九号、一九一  
指導者を置くためには、その詰め所として何らかの建物の必要が生じる。東京府で社会事業行政を担当した朝原梅一は遊び場の現状調査報告のなかで、児童遊園に必要な設備として「児童会館」をあげている。それは雨や強い日差しをさえぎり、遊びの途中で疲れをやすめるあずまやを拡張したような建物であり、お話のための講堂、図書室、屋内遊戯室などと、遊園指導者の控室を設ける必要があるという。これは、今日の児童館の在り方と児童遊園との関係を考えさせられる指摘である。

公園設計を専門とする建築家、大屋靈城は大阪で実施

した小公園利用実態調査から、公園から一丁（約百メートル）の範囲から来る子どもが多く、ひとつの公園の利用圏は精々半径三丁であり、子どもの遊び場は近くにたくさんつくる必要があることを指摘している。

### 戦前の遊び場対策

戦前期の遊び場対策は大きく分けて三つのアプローチがあつた。第一は、都市計画の一環としての公園計画であり、特に子どもの遊び場としての意義をもつ小公園設置の推進である。東京市では、関東大震災後公園に指導員が置かれ、日比谷公園内児童遊園の活動及び市内各公園における巡回指導が行われた。

第二は、学校教育の周辺で、学童の放課後の安全、非

行防止対策や都市児童の虚弱化を問題とする健康対策としての様々な取り組みがあつた。通学時の安全をはかるための通学路の車の制限、道路を遊び場として開放すること、校庭開放など、今日行われていることがすでに始

まっている。

第三に、社会事業の児童保護対策として「児童遊園」設置がすすめられた。これはまず、民間の取組が先行し、中央政府、都市自治体における施策がひろがった。

内務省は、大正半ばより遊び場対策に関心を示している。内務省が述べた当時の遊び場対策の概況を紹介しておこう。

……遊戯娯楽に関する施設は、重要な児童保護施設の一つにして、その主要なるものは、児童遊園、運動場、俱楽部等なりとす。之れ等の施設に於て、児童を充分活動せしめ、効果を全ふせん為了には、設備を完備すると共に指導者を設くること必要なり。

我邦児童遊園の始めは、大正四年設立の東京市神田区三崎会館附属遊歩場にして、翌五年静岡市の児童遊園、東京市外淀橋の有隣園設立され、次で大阪に清水谷公園を始め七箇所の市立児童遊園

設立されたり。近時に及び益々児童遊園の必要唱道され、児童の為め小学校運動場及寺院の開放せらるるものも次第に増加せんとす。

大正十一年東京市に於いて市設御藏前児童遊園及私設遊園開設され、次で京都市に於ては四箇所の寺院を開設して、市営遊園設置されたり。……（内務省『社会事業概要』大正一五年版）

### 児童遊園の例

東京は環境悪化がいち早く進んだ都市であるが、都市公園事業は早くから着手され、社会事業施策としての児童遊園事業の開始も早かつた。これらの事業のうち、民営、公営の各一か所の実際を紹介してみたい。（資料は内務省『妊産婦、母親並乳児、幼児及び児童ノ福祉増進ニ関スル施設概況』大正九年刊、東京府『東京府管内隣保事業並保育事業施設史概要』昭和一〇年刊、その他）



▲写真1 三崎会館屋上（写真1、2ともに三崎町教会提供）

### 三崎会館附属遊歩場

大正四年、神田区三崎町にキリスト教パプテスト派の中央会館として「東京三崎会館」が竣工した。旧館はその二年前、神田の大火で消失したのであるが、新館は三階建ての当時では珍しいコンクリートビルであった。会館内には教会と幼稚園がおかれたが、屋上と裏庭は、建物が密集し、遊び場もなく、道路も危険なこの地域の子どもたちのために、遊び場——三崎会館附属遊歩場——として開放された。(写真1・2)



▲写真2 三崎会館裏庭

経費は年間三五〇円を要し米国伝導会社より仰いでいる。すのこを敷き詰めた六〇坪の屋上遊び場と、四〇坪の裏庭にブランコ、滑り台などを備えた。午後三時より同五時迄開園し、毎日五、六〇人の入場者があり、夏季は二百名に及ぶことがあつたといふ。

### 御藏前児童遊園地

東京市は公園課管轄の公園とは別に、大正十一年

より社会局所管の市営児童遊園地を開始した。浅草区の御藏前児童遊園地が、最初に開設され、その状況は次のようにものであった。

面積は二〇三坪、滑り台、回転木馬、角力場、固定円木、遊台二、ブランコ、平行棒、鉄棒、砂場とさして広くはないところに多くの遊具が設置された。

入園者は一四歳以下と付き添い人に限る、開園時間は四～一〇月は朝六～夕方六時、十一月～三月は朝七～夕方五時、等々、いささか堅苦しい規定が定められた。遊園地の管理は市社会局と付近六町々会長が協力しておこなうことが決められ、日常的には地域住民による管理に委ねられていたことがうかがえる。遊戯指導者の設置をめざしていたが、結局実現しなかつたもようである。

大正十一年七月の場合二万四千人が入園したというから、一日平均約八百人がつめかけたことになる。

\*

最後に感想をひとこと述べておこう。これまでみたところによれば、戦前期の遊び場問題は量的には今日に比

べ僅かであったが、質的にはほぼ今日と同じものが出現している。この様な問題状況に対し、当時の関係者は様々な対策をおこなつたが、これも今日行われている、あるいは提案されていることがほぼ出揃っている。逆にいえば、今日の遊び場対策は、対象とする問題が量的に今日に比べごくわずかであつた大正期の対策からあまり進んでいない、ということになる。

いまや、これまでの後追的な“点”としての遊び場づくりではなく、“面”として、地域全体を子どもが安心して遊びまわれるものに創りあげて行く手立てを、真剣に考えなければならないのではないかろうか。

(淑徳短期大学)

#### 参考資料

松本園子「戦前期都市児童の遊び場問題と対策」(淑徳短期大学研究紀要三四号、一九九五)